

# 2016（平成28）年度 国保組合予算確保に向けた ハガキ要請行動の取り組みについて

連日のご奮闘ご苦勞様です。

厚生省が8月31日に財務省に提出した国保組合の2016年度概算要求が明らかになりました。

国保組合関係は2,997.9億円（前年度当初予算比で7.3億円減）の概算要求となり、その多くを占める定率補助（1,921.6億円）と調整補助（1,004.2億円）について、今後は、年末に予定される診療報酬の改定や被保険者数の見込みを再算定すること等から、年末の予算編成に向けて、変わることが想定されます。さらに、所得水準の高い国保組合に対する定率補助見直し分に係る影響額については、概算要求段階では、予算に見込んでおらず、今後の予算編成過程で検討するとしています。

また、裁量的経費10%削減の中で、高額医療費共同事業補助金は、前年同額を要求。出産育児一時金補助や特定健診・保健指導補助金は増額要求をしており、年末に向けて財務省の査定も厳しさを増してきます。以上の状況を踏まえて、私たちの社会保障の要である建設国保の現行補助水準を確保するために年末に向けて、行動を進めていく必要があります。ハガキ要請行動は、組合員と家族の方々が組合と一体となって取り組める、参加しやすい運動です。

改めて、建設国保は命の綱であることを訴え、理解してもらうためにも組合員一人2枚以上の目標を達成しますよう、各支部仲間の皆さんの一層のご奮闘をお願い致します。

## 記

- 1. 取り組み期間** 組織的な取り組みを強調するための「集中投函期間」を、  
11月20日（金）～11月30日（月）とします。  
この期間に集中して、ハガキを投函してください。
- 2. 投函枚数** 組合員1人2枚以上を基本に、家族の皆さんにもご協力願います。  
今夏の投函枚数は、群建連全体で6,635枚を達成しています。投函枚数は、組織人員の2倍以上を目標としています。目標は7,500枚です。
- 3. 要請先** （2箇所）※今後人事異動が予想されることから役職名のみでの記載とします。

厚生労働省（宛名4通り）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官医療保険担当 殿

厚生労働省国民健康保険課長 殿

厚生労働省国民健康保険課長補佐 殿

## 財 務 省 (宛名 4 通り)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1  
財務省主計局長 殿  
財務省主計局次長 殿  
財務省主計局主計官 厚生労働係第一担当 殿  
財務省主計局 厚生労働第三係主査 殿

※今回の要請先 (宛先) は上記で統一してください。

### 4. 要 請 内 容 (文例)

厚労省・財務省への要請は、以下の文例を参考に、必ず自筆で各自の気持ちをこめて要請して下さい。

私は群馬県で〇〇をしています。建設国保はいのちと健康を守る大切な制度です。  
私たちの建設国保への補助金は、現行水準を確保して下さい。

### 5. 注 意

- ① ハガキ要請行動は、厚生労働省・財務省に私たちの存在 (要求) を示し、国保組合制度の必要性和「自分たちの健康保険」として、私たちがいかに運営努力しているかを訴え、建設国保に対する現行補助水準の維持を要請するために行うものです。財務省・厚生労働省では私たちの要請ハガキを担当部署の職員がチェックしています。不適切な職種の記載や、切手の貼っていないハガキ、要請内容が国保予算確保の趣旨にそぐわないハガキについては全建総連に返されます。これでは、せっかく投函したハガキも無駄になり、私たちの熱意を訴えることにつながりません。ハガキの枚数とともに、ハガキ1枚1枚の質の向上も大変重要です。厚労省・財務省の担当者の心に響くように、私たち建設労働者・職人の窮状を切実に訴えかける内容に文例を工夫して要請して下さい。
- ② 宛名は出来る限り手書きとし、裏面の要請内容については必ず手書きとしてください。
- ③ ハガキ料金は昨年4月1日より52円に改定されています。切手の貼っていないハガキや料金不足のハガキ、個人での料金別納郵便でハガキを投函してしまうことのないように、十分注意をお願いします。
- ④ ハガキの中には、ご家族の方が、ご自分の職業を記入してしまっている場合があります。「私は飲食業を営んでいます」「私はタクシー運転手です」などと書いてしまつては、建設国保組合に無関係な人間が私たちの組合に加入しているかのような印象を与え、せっかくのハガキ要請行動が逆効果となつてしまいます。ご家族の方にハガキを書いて頂く場合には、「私の夫は群馬県で左官をしています～」「私の父は群馬県の塗装工です～」というように、組合員本人が建設国保組合に加入していることが具体的にわかるような書き方をしてください。投函に際しましては、上記4点に注意し、必ず各支部・組合で点検をしてください。